

横浜市立大学共創イノベーションセンター設置規程

制 定 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 24 号
最近改正 令和 7 年 5 月 1 日 規程第 39 号

(目的及び設置)

第1条 横浜市立大学（以下「本学」という。）における産学官連携、オープンイノベーションにおける研究の一層の推進を図るとともに、その成果を広く社会に還元し市民生活の向上や経済の活性化等に貢献していくため、横浜市立大学学則第9条の2第2項の規定に基づき、本学に共創イノベーションセンター（以下「センター」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 センターは次の事項を所管する。

- (1) 産学官連携による共同研究の立案支援・条件調整等に関すること。
- (2) 産学官連携によるオープンイノベーションの推進に関すること。
- (3) 横浜臨床研究ネットワークの推進に関すること。
- (4) その他、産学官連携による研究の推進に関すること。

(組織)

第3条 センターに研究担当副学長、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長が任命する。

(研究担当副学長の役割)

第4条 研究担当副学長は、学長の方針に基づき、センターの運営全般を統括し、重要事項の決定を行う。

(構成)

第5条 センターに次の部門を置く。

- (1) 研究育成・管理部門
 - (2) 横浜臨床研究ネットワーク部門
 - (3) 共創推進部門
- 2 前項各号の部門には部門長を置き、センター長が任命する。また、必要に応じて副部門長を置くことができ、センター長が任命する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの職務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の業務の補佐し、必要な職務を行う。
- 3 部門長は、センター長を補佐するとともに部門の職務を掌理する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐し、必要な職務を行う。

(部門)

第7条 部門の運営に関する事項は、別に定める。

(会議)

第8条 センターの運営のため、センターに「共創イノベーションセンター運営会議」

(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議は次の各号に定める事項について協議する。

(1) 第2条各号に定める事項

(2) センターに所属となる特任教員及び博士研究員(以下「特任教員等」という。)に関すること。

3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

4 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 第4条第2項に定める部門長、副部門長

(4) その他、必要に応じてセンター長が指名する者

(センターに所属となる特任教員等の受入手続)

第9条 前条第2項第2号の特任教員等の受入については、外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第5条第1項及び同条第2項に定める手続によるものとする。この場合、「受け入れる組織の長及び学群長」とあるのは「センター長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 センターに関する庶務は研究・产学連携推進課及び臨床研究推進課において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和6年規程第24号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第53号)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第39号)

この規程は、令和7年5月1日から施行する。